

先生各位

新規受託項目と変更のお知らせ

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

このたび特定化学物質障害予防規則（特化則）の一部が改正され、令和2年7月1日より施行されることを受け、新たに下記項目の受託を開始することになりましたのでご案内をさせていただきます。

今後とも変わらぬご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

● 新規受託開始日 2020年7月20日（月）受付分より

● 新規受託項目

| 項目コード | 検査項目 JLAC10 | 検体量 (mL) | 容器 | 保存 (安定性) | 所要 日数 | 実施料 判断料 | 検査方法 | 基準値 | 備考 |
|-------|-------------------------------------|-----------------|----|-------------|-----------|------------|--------------------|-----------------|---|
| 3483 | スチレン代謝物 3K040-0000-001-205 ※1 | 尿 1.0 | 2 | 冷蔵 | 7~11 | 未収載 | LC/MS法 | 設定なし (g/L) | マンデル酸 (MA)、フェニル グリオキシル 酸(PGA)、合算 値(MA+PGA)を 報告 |
| 3484 | メチルイソブチル ケトン ※2 | 尿 15.0 以上 | 専用 | 冷蔵 | 17~ 31 | 未収載 | ヘッドスペース GC/FID法 | 1.7以下 (mg/L) | 凍結不可 |

※1

《 解説 》

厚生労働省から以下の通知が出ていますのでご参照ください。

特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号）等が制定されてから 40 年以上が経過し、その間、医学的知見の進歩、化学物質の需給関係の変化、労働災害の発生状況の変化等に伴い、化学物質による健康障害に関する事情が変わってきています。今般、化学物質による健康障害に係る健康診断項目について、厚生労働省における「労働安全衛生法における特殊健康診断等に関する検討会」の検討結果を踏まえ、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）、有機溶剤中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 36 号）、鉛中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 37 号）、四アルキル鉛中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 38 号）及び特化則について改正を行うこととしたものです。これらにつきましては、令和 2 年 7 月 1 日から施行することとしております。

（厚生労働省労働基準局長 基発 0304 第 3 号より）

《特別有機溶剤（スチレン）における尿中マンデル酸記述箇所より抜粋》

| 物質 | | | 改正後 | 改正前 |
|------|-------------|------------|----------------------------------|---------------------------|
| スチレン | 特化則・ 特有剤 | 一次健康 診断 | 尿中のマンデル酸およびフェニルグリ オキシル酸の総量の測定 | 尿中の蛋白の有無およびマンデル酸の 量の測定 |

《備考》

- ・採取日は、連続した作業日の最初の日を除いた作業終了2時間前に一度排尿して捨ててください。作業終了時排尿して所定の容器に必要量を入れて提出してください。
- ・分布区分のご報告は致しません。

※2

《解説》（スチレン代謝物の項での解説に下記を追加）

クロロホルム、1,4-ジオキサン、1,1,2,2-テトラクロロエタン、メチルイソブチルケトンについては、動物実験により発がんに係る知見はあるが、比較的高濃度ばく露によるものであり、ヒトに関する発がんの知見は十分ではないため、発がん以外のその他の健康リスクの可能性が指摘されていることを踏まえて、項目を追加する等の改正を行った。

「尿中のメチルイソブチルケトンの量の測定」は、メチルイソブチルケトンによるばく露状況を評価するための検査であること。

（厚生労働省労働基準局長 基発0304 第3号より）

《注意点》

- ・メチルイソブチルケトンは揮発性物質のため、専用容器(下記写真)内に空間部分(気相部分)を作らないよう尿を入れてください。気相部分が多くなると検査値に誤差が生じる可能性があります。
- ・採尿後は直ちに付属のスクリーキャップで密栓してください。
- ・凍結保存はできません。



● 変更項目

| 案内書掲載頁 | 項目コード | 項目名称 | 変更箇所 | 新 | 現 |
|--------|-------|----------|------|------------------|----------|
| 38 | 5012 | マンデル酸（尿） | 項目名称 | 尿マンデル酸(EB) ※3 | マンデル酸（尿） |

● 変更日 2020年7月20日（月）受付分より

※3 EBとは、エチルベンゼン(ethyl benzene)のことです。
上記の尿マンデル酸(EB)は、エチルベンゼンの代謝物として測定されます。